

## 徳島阿波おどり空港における国際チャーター便の運航手続きについて

徳島阿波おどり空港（徳島飛行場）は、国（防衛省：海上自衛隊）が管理・運営する共用空港です。

徳島阿波おどり空港に国際チャーター便の運航を希望する場合は、**運航予定日の3か月前まで**に、「航空会社」から「海上自衛隊」に対し、次の書類を提出する手続きが必要となります。

- ① 徳島飛行場使用許可申請書（以下「申請書」という。：様式例1）
- ② 運航計画書（①の添付書類：様式例2）

この手続きについては、「徳島県」の事前調整が必要となっておりますので、徳島阿波おどり空港を発着する国際チャーター便の運航を希望される場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

### 1 手順

- (1) 「旅行者」は、徳島阿波おどり空港発着の国際チャーター便を利用した海外旅行（訪日旅行）を企画する場合、国際チャーター便を運航する航空会社（以下「航空会社」という。）と調整の上、徳島阿波おどり空港の「運用時間」内で「発着禁止時間帯」を避けた、国際チャーター便の発着時間を設定してください。

- 運用時間 7：00～21：30
  
- 発着禁止時間帯 9：30～10：00  
10：15～10：45  
11：00～11：30  
11：45～12：15  
12：30～13：00  
14：00～14：45  
15：30～16：15  
17：00～17：30

- (2) 「航空会社」は、申請書及び運航計画書の素案を作成し、「徳島県（次世代交通課）」に電話連絡の上、メールにて提出してください。

徳島県は、航空会社から受け取った申請書等の素案の内容を確認した上で、海上自衛隊と調整を行います。

この時点で、運航計画の詳細については未確定な箇所が多いと思われませんが、申請内容については後で変更等ができますので、まずは3か月前までに申請を行ってください。

- 徳島県 県土整備部 次世代交通課 航空戦略担当  
〒770-8570  
徳島県徳島市万代町1-1  
電話番号 088-621-2685（直通）  
FAX番号 088-621-2832  
E-mail jisedaikoutsuuka@pref.tokushima.jp

- (3) 「航空会社」は、(2)の連絡と同時に「CIQ」の5機関に対しても、運航計画について連絡の上、調整を図ってください。

徳島空港は「CIQ」が常駐していないため、必ず「CIQ」との事前調整が必要です。

○ C I Q (Customs Immigration Quarantine) 5機関

■税関

財務省 神戸税関 小松島税関支署  
〒773-0001  
徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)  
TEL: 0885-32-0326、FAX: 0885-32-2701

■出入国管理

法務省 高松入国管理局 小松島港出張所  
〒773-0001  
徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)  
TEL: 0885-32-1530、FAX: 0885-33-0672

■検疫

厚生労働省 広島検疫所 坂出出張所  
〒762-0002  
香川県坂出市入船町1-6-10 (坂出港湾合同庁舎2F)  
TEL: 0877-46-4279、FAX: 0877-46-4788

■動物検疫

農林水産省 動物検疫所 神戸支所 四国出張所 高松空港事務所  
〒761-1401  
香川県高松市香南町岡1312-7 (高松空港内)  
TEL: 087-879-4654、FAX: 087-879-5444

■植物検疫

農林水産省 神戸植物防疫所 坂出支所 小松島出張所  
〒773-0001  
徳島県小松島市小松島町字外開1-11 (小松島みなと合同庁舎)  
TEL・FAX: 0885-32-1227

- (4) 「航空会社」は、申請書等の素案の修正等について徳島県から連絡を受けた時は、その支持に従って修正等を行い、徳島県の了解が出た時点で、「航空会社」から海上自衛隊に対し、正式な申請を行ってください。  
(この時点が、運航日の3か月前までとなります。)  
また、正式申請の際は、徳島県にも、海上自衛隊に提出する申請書等の写しを添付した通知文書(様式例3)を送付してください。
- (5) 「航空会社」は、申請した内容に変更等が生じた時は、海上自衛隊に電話等で連絡の上、海上自衛隊の指示に従って、変更等の届出を行ってください。  
また、同様に徳島県及びC I Qの5機関についても変更等の連絡を行ってください。
- (6) 「航空会社」又は「旅行者」は、運航する国際チャーター便のツアー集客状況について、随時、徳島県及びC I Qの5機関に連絡を行ってください。  
※ 出入国手続体制等の参考とするために必要となります。

2 申請窓口

- 海上自衛隊 徳島教育航空群司令部 運用幕僚  
〒771-0292  
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38番地  
電話 088-699-5111 (内線 3213)  
FAX 088-699-6116

【様式例 1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊徳島教育航空群司令 殿

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
会社名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表者名 〇〇 〇〇 〇〇 印

徳島飛行場使用許可申請書

標記飛行場を下記により使用したいので、申請いたします。  
なお、本申請内容につきまして変更等が生じた場合は、速やかに届出いたします。

記

- 1 使用目的  
国際旅客チャーター便運航のため
- 2 使用者  
〇〇航空
- 3 使用期間  
平成〇〇年〇月〇日（〇）及び平成〇〇年〇月〇日（〇）
- 4 運航区間  
〇〇－徳島－〇〇      〇〇－徳島－〇〇
- 5 使用設備及び使用区分  
滑走路、誘導路等、飛行場施設一式
- 6 使用料  
貴職算定による
- 7 請求先  
〒〇〇〇－〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇
- 8 その他  
運航計画書は添付資料をご参照ください。

添付：運航計画書

## 運航計画書

## 1 チャーター運航日

往路：平成〇〇年〇月〇日（〇）

復路：平成〇〇年〇月〇日（〇）

## 2 運航区間

平成〇〇年〇月〇日（〇）： 〇〇－徳島－〇〇

平成〇〇年〇月〇日（〇）： 〇〇－徳島－〇〇

〈旅客行程〉

日本人：徳島／平成〇〇年〇月〇日（〇）発 平成〇〇年〇月〇日（〇）着

〇〇人：〇〇／平成〇〇年〇月〇日（〇）発 平成〇〇年〇月〇日（〇）着

## 3 運航スケジュール

（往路）平成〇〇年〇月〇日（〇）：

〇〇 発 〇〇〇便 〇時〇分 チャーター

徳島 着 〇時〇分

徳島 発 〇〇〇便 〇時〇分 チャーター

〇〇 着 〇時〇分

（復路）平成〇〇年〇月〇日（〇）：

〇〇 発 〇〇〇便 〇時〇分 チャーター

徳島 着 〇時〇分

徳島 発 〇〇〇便 〇時〇分 チャーター

〇〇 着 〇時〇分

## 4 使用機材

型式： 〇〇〇

登録番号： 〇〇〇

運航会社： 〇〇〇

最大離陸重量： 〇〇トン

騒音値： 〇〇dB

主脚形式： 〇〇

国籍： 〇〇〇

5 座席数： 〇〇〇席

6 チャーターの形態： ITCチャーター

7 チャーターの目的： 観光

8 乗客の居住地： 〇〇〇

9 地上ハンドリング会社及び連絡先

- (1) 会社名 :
- (2) 担当者 :
- (3) 住所 :
- (4) 電話番号 :
- (5) F A X 番号 :

10 運航計画に対する連絡先

- (1) 会社名 :
- (2) 担当者 :
- (3) 住所 :
- (4) 電話番号 :
- (5) F A X 番号 :

11 取扱い旅行者（用機者）

- (1) 会社名 :
- (2) 担当者 :
- (3) 住所 :
- (4) 電話番号 :
- (5) F A X 番号 :

以上

【様式例3】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県県土整備部  
次世代交通課長 殿

所在地 ○○○○○○○○  
会社名 ○○○○○○○○  
代表者名 ○○ ○○ ○○ 印

徳島阿波おどり空港を発着する国際チャーター便の運航について

標記の件につきまして、別紙のとおり徳島阿波おどり空港を発着する国際チャーター便の運航を計画しておりますので、お取り計らいをよろしく申し上げます。